

韓国農業協同組合法と 協同組合原則第3原則

はじめに

国際協同組合同盟【ICA】が定める協同組合原則【The ICA Statement on the Co-operative Identity: Principles】は、ロンドンで先駆者組合からはじまる近代的協同組合の実践から導き出された協同組合の特質を表すものとして、国際的に広く承認された考え方の1つであり、各国の立法で尊重されることも期待されている。現行の同原則は1995年に改訂されたものであるが、わが農業協同組合法についてみると、同改訂によって新たに採用された考え方が立法に繋がったことはないと考え

られる。

筆者は在外研究の機会を得て現在、隣国である韓国に滞在している。韓国の農業協同組合法は、少なくとも伝統的にはわが法の「娘法」という位置付けが許されうるほど、わが法と類似していた。しかし1997年のいわゆるIMF金融危機を契機にし、韓国農業協同組合法は廃止制定の形で新たに生まれ変わった。一体隣国の農業協同組合法の「今」はどのような形になっているのか。わが法の娘法とはもはや位置付け得ないほど、独自の進展をしているのであろうか。わが法を比較の視座に置いたとき、韓国農業協同組合法に特徴的な制

度設計にはどのようなものがあるのだろうか。同制度設計は、わが法の今後のあり方を考えていく上で何らかの示唆を与えてくれるのだろうか。このような素朴な問題意識から出発して、筆者は同法の研究に着手した。

本稿では同法研究の一環として、——上記の通りわが立法ではさほど敏感でないと思われる——協同組合原則が、同法においてどのように規整されているのかについて考察する。研究進展の状況及び紙面の都合を考慮すると7つの原則すべてを取り上げるのは不可能であるため、組合員による経済的参加について定める第3原則に絞って

考察する。なぜなら第3原則、とりわけ不分割資本（不分割積立金）については1995年改訂によって新たに採用された考え方であり、わが国でも改訂後現在まで議論も盛んであり、論者によっては積極的な立法化に好意を示す者もあり²⁾、ここで考察した結果が同議論に一石を投じることも期待しうるからである。第3原則について考察する（二二）「四」前提として、同原則以外の協同組合原則が同法にどのような形で現れているのかを最初に一瞥し（二二）、同原則に対する同法の基本的姿勢を明らかにしておく。

一 韓国農業協同組合法における協同組合原則

1. 概観

韓国農業協同組合法では、自発的で開かれた組合員制について謳っている協同組合原則第1原則³⁾に対応して、組合員の加入・脱退の自由が定められている（28条1項・3項・29条1項）。組合員による民主的管理について謳っている第2原則に対応して、組合員の議決権の頭割り配分について定めている（26条）。以上2つの原則に

ついてはわが法と同様である（日農協16条1項・20条・21条）。

以上と異なり、わが法では明文化されていない、あるいはその具現化がなされていない協同組合原則が、韓国農業協同組合法では明文化されていたり、具現化がなされている。すなわち自治・自立について謳っている第4原則に対応して、国家・公共団体が組合等・中央会の自立性を侵害することを禁止する旨の定めがある（9条）。教育・研修・広報について謳っている第5原則に対応して、①組合員教育の遂行義務、及び②組合員に対する技術教育・経営相談を行う義務を地域農協に課している（60条）。協同組合間の協同を謳っている第6原則に対応して、組合等・中央会が農業協同組合法上の協同組合のみならず、国内外の協同組合と相互協力等するように努めなければならない旨を定めているのである（10条）⁴⁾。地域社会への関与について謳っている第7原則については、わが法と同様韓国農業協同組合法でも明文化されていない。しかし都市との交流促進事業（57条1項1号ラ目）、準組合員制度（20条）及び員外利用（58条）を地域社会への関与と明確

に関連付けようとする考え方もある⁵⁾。

このように韓国農業協同組合法及びその解釈においては、わが国と比べて協同組合原則をできるかぎり尊重しようという考え方を看取しうる。このような考え方は、以下で考察する協同組合第3原則においても垣間見ることができよう。

2. 組合員による経済的参加

第3原則は、「組合員による経済的参加」という表題の下で以下のように定める。

組合員は、協同組合に公正に出資し、その資本を民主的に管理する。少なくともその資本の一部は通常、協同組合の共同の財産とする。組合員は、組合員になる条件として払い込まれた出資金に対して、利子がある場合でも通常、制限された利率で受け取る。組合員は、剰余金を次のいずれか、又はすべての目的のために配分する。準備金を積み立てて、協同組合の発展に資するため——その準備金の少なくとも一部は分割不可能なものとする——

協同組合の利用高に応じて組合員に還元するため

組合員の承認により他の活動を支援するため

上記原則は、主として資本形成及び剰余金処分について定めているが、IC A背景資料⁶⁾にまで遡ると、上記2つについて大略6つの事項が取り上げられている。すなわち前者としては次の4つの事項である。①組合員たる地位を取得するために最低限必要とされる出資(無利子)、②準備金(積立金)をはじめとする内部留保、③配当の出資への振替え、④上記①を超える出資(有利子)である。後者については、上記原則の中で明定されているように、②準備金(上記②に含まれる)、⑤事業利用分量配当、⑥他の活動支援という剰余金処分の方法である。

以下では、第3原則・IC A背景資料が定める資本形成・剰余金処分を韓国農業協同組合法はどのように規整しているのかについて考察する。具体的にはまず、最も基本的な資本形成方法である組合員による出資(広義)を(二二)、次いで資本形成の側面も有する剰余金処分を取り上げる。剰余金処分とは直接の関わりのない資本積立金

についても、剰余金処分として積み立てられる積立金とともに、記述の都合上ここで併せて取り上げる(二三)。そして最後に形成された資本の一部が不分割であることが現れる清算手続きの局面における残余財産の分配を取り上げる(二四)。考察に際してはわが農業協同組合法を比較の視座に置き、同法との異同を明らかにする。

二 出資

1. 一般の出資

協同組合は資本団体ではないが、組合員助成を目的として事業を行う以上、事業を行うための資金を要する。その資金は、第一義的には組合員から出資の形で調達される。第3原則も冒頭で、組合員による出資を予定している。韓国農業協同組合法では、第一次協同組合(いわゆる単位組合【단위조합】)である「組合」(2条)はすべて出資制である。単位組合について、出資制のみならず非出資制を許容しているわが法とは異なる(日農協13条1項)。

組合員は、定款で定める口数(最低出資口数)以上を出資しなければならない(21条1項)。わが法は単に「出資組合の組合員

は、出資1口以上を有しなければならない」と定めるのみであり(日農協13条2項)、最低出資口数は1口と法定されている。定款で出資義務を加重し、最低出資口数を2口以上とすることが許されるのが問題になりうるが、許されると一般に解されている⁸⁾。それゆえ定款の定める最低出資口数以上の出資を組合員は有しなければならない点について、彼我で差異はない。逆に最高出資口数(出資口数限度)について、すなわち1組合員が具体的に何口まで有することができるのかについて法律上の制限はないが、両国とも定款の絶対的必要記載事項である(16条6号、日農協28条1項6号)。農林水産食品部告示(告示第2009-1394号)である地域農業協同組合定款例(本稿では、「定款例」と略称することもある)では、最低出資口数について自然人組合員と法人組合員で異なる口数が定められている。わが農業協同組合模範定款例(出資総合単協の場合。本稿では、「模範例」と略称することもある)では、組合員の属性ごとに異なった扱いはなされていない(模範定款22条)。韓国では法律による明文の定めがないにもかかわらず、このように組合

員の属性ごとに異なった扱いがなされているが、組合員平等原則に反するのではないかと疑問がないではない。

ICA背景資料では、①組合員たる地位を取得するために最低限必要とされる出資と②上記①を超える出資を区別し、上記①は無利子、上記②は有利子とする。しかし両国とも出資は区別されておらず、確定的な利子が付されることもない。出資に対する経済的対価はいずれも配当の形をとる(68条3項、日農協52条2項、「三」3)。もともと両国とも、ここでいう出資(普通出資)とは別に優先出資を発行し、それによって資金調達をする途も用意されている(21条の2→147条1項、日協組金融4条1項)。仮に組合員が優先出資者になった場合には⁹⁾、普通出資と優先出資で配当率が異なる可能性がある。そうすると①経済的対価を受け取ることができると否か(ICA背景資料)、あるいは出捐に対する経済的対価の率に差異があるのか(日韓両国法)、②経済的対価は利子(ICA背景資料)あるいは配当か(日韓両国法)、という2点で異なるものの、法的扱いの異なる2種類の出資を有する点で、両国法はICA

の考え方と同じである。

2. 配当の出資への振替え

伝統的には協同組合は経済的余裕の乏しい者が組合員であり、組合員による多額の出資を期待できない。それゆえ組合の資金需要を十分に満たすことができず、組合が困難に直面してきたことは協同組合の歴史の一面である¹⁰⁾。このような宿命的ともいえる弱点を幾ばくかでも解消するため、これまで種々の自己資本調達方法が模索されてきた¹¹⁾。第3原則に関するICA背景資料(45頁)に挙げられている配当の振替え、すなわち「組合員が、その配当の一部を持ち回りで、あるいは退職まで、定期的に出資すること」も、伝統的に協同組合で採用されてきた方法である。

韓国農業協同組合法では、配当の出資への振替えについて配当の種類別に2種類定められている。第一に、回転出資金である。組合は、定款の定めるところにより、事業利用分量配当の全部又は一部を、その組合員に出資させることができる(22条前段)。回転出資金についてはわが法も知るところであり(日農協13条の2)、わが法では払

込み(同条2項)・出資期間(同条1項)・

使用方法(日農協52条の2第1項)・払戻し(同条2項)について詳細に定めがある。

これに対して韓国農業協同組合法で明定されているのはわずか3つの事項についてのみである。1つ目は、払込みについてである。当該組合員が組合に対して有する債権との相殺を禁じる定めであり(22条後段)、わが法と同じである(日農協13条の2第2項)。2つ目は、使用方法についてである。

損失金が生じた場合の処理に際し、未処分繰越金・任意積立金・法定積立金・資本積立金に続いて、回転出資金で損失金を補填する旨の定めである(68条1項)。わが法では損失処理に際し、利益準備金(韓国農業協同組合法上の法定準備金に相当。「三」2(1))と資本準備金による補填では前者が後者に先立つ旨が法定されているのみ(日農協51条6項)、回転出資金の使用順位は法定されていない。もともと損失の処理に関する規定は、定款の絶対的必要記載事項であり(日農協28条1項8号)、模範定款例によると回転出資金の取崩しは——再評価積立金を除き——最後順位である(模範例74条)。模範定款例を前提にする

と、回轉出資金の使用順位が最後順位である点は彼我で共通する。3つ目は、出資の減少の場合に要求される債権者保護(異議)手続きが、回轉出資金の取崩しの際には要求されていない点である(73条対照)。この点はわが法と同じである(日農協50条対照)。

以上3点以外については定款自治に任ざれているため、続いて定款例を吟味してみよう。定款例によると事業利用分量配当の金額のうち総会で定める金額を、組合員は回轉出資金として出資する(定款例20条1項)。出資後5年が経過すると、回轉出資金は出資¹²⁾に轉換される(同条3項)。定款例による回轉出資金は、出資後5年経過後に払戻しが予定されているわが回轉出資金と異なり、返還が予定されていない点で基本的に異なる。すなわちわが回轉出資金が負債性を有するのとは異なり、出資に近い。出資に轉換される(振り替えられる)までは、組合は対価を支払わずに回轉出資金をノーコストで利用できる点¹³⁾、わが回轉出資金と同じである。

第二に、出資配当の出資轉換である。わが法には比肩する制度は存在しない。出資配当の出資轉換については2009年農業

協同組合法改正によって新設された。組合は、定款の定めるところにより、組合員の出資額に対する配当金額の全部又は一部を、その組合員に出資させることができる(21条の3前段)。出資轉換については、

払込みに際して当該組合員が組合に対して有する債権との相殺を禁じる定めがあるのみであり(同条後段)、それ以外については定款に委ねられている。これを受けて定款例に定められているのは、——法律に定めのある事項との重複を除くと——組合員は、出資配当の金額のうち「総会が定める金額を組合に出資することができる」ことのみである(定款例19条の2第1項)。「出資することができる」という定款例の文言を素直に解釈すると、出資配当の出資への轉換は組合員の義務ではないということであろうか。しかし義務ではないとすると、出資配当による資本の外部流出を最小化して組合の資本拡充を強化するという立法趣旨¹⁴⁾を十分に達成することは困難である。というよりも、義務ではないと解すると上記農業協同組合法第21条の3前段の文言と平仄が合わないので、やはり組合員の義務と解すべきであろう。

三 剰余金処分

1. 総説

一般に協同組合における剰余金の処分方法は、剰余金が①協同組合内部に留保される場合(「2」)と②協同組合外部に配分される場合(「3」)の大きく2つに分けることができる。このこと自体は、代表的な企業形態である株式会社におけるのと同じである。ICA背景資料によると、準備金・事業利用分量配当・他の活動支援という3つの剰余金処分の方法がある(「1」1)。

——内部留保に回すと、本来個々の組合員に属すべき財産が過度に協同組合に属することになる点で好ましくない。反対に剰余金の多くを——事業利用分量配当・他の活動支援をはじめ——協同組合外部に配分すると、協同組合財産が外部に流出し、自己資本の調達に難点が認められる協同組合の財務健全性が向上せず(「2」2)、ひいては十分な組合員助成が達成できないおそれも生じうる。各法制は、個々の組合員が有する財産上の直接的利益と協同組合の財務健全性という2つの要素を考慮して、剰余金処分

を規整するが、この2つの間で具体的にどのようなバランスをとるのかは非常に難しい。

韓国農業協同組合法では、決算に際して「剰余金【ヨロヨロ】」（67条1項）があるときは、そこから法定積立金・（法定）繰越金・任意積立金として処分し、残額があるときは配当をすることができる（68条2項）。

配当に先立ち内部留保が優先されるのは、わが法におけるのと同じである（日農協52条1項）。ここでいう剰余金、すなわち剰余金処分の対象となる利益剰余金【ヨロヨロ】（わが法でいう当期末処分剰余金に相当するため、本稿では「当期末処分剰余金」ということもある。）とは、当期純損益【ヨロヨロ】に前期繰越金【ヨロヨロ】を加算・減算した金額である¹⁵⁾。この金額がプラスであれば剰余金処分の対象になり、マイナスであれば損失（金）処理の対象になる。例えば当期純損益（当期利益【ヨロヨロ】）がプラス3億ウォン、前期繰越金（前期繰越欠損（金）【ヨロヨロ】）がマイナス2億ウォンであれば、1億ウォンが剰余金処分の対象である（利益）剰余金である。当期純損益（当期損失（金）【ヨロヨロ】）（68条1項）・当期純損失（金）

【ヨロヨロ】がマイナス1億ウォン、前期繰越金（未処分繰越金【ヨロヨロ】）（68条1項）・未処分利益剰余金【ヨロヨロ】（67条2項）がプラス3億ウォンであれば、2億ウォンが剰余金処分の対象である（利益）剰余金である。

2. 組合内部への留保

剰余金、すなわち剰余金処分の対象となる剰余金は、上記1の通り農業協同組合法の定めに従って法定積立金・（法定）繰越金・任意積立金として処分される（68条2項）。処分後残額があるときは、①未処分のまま（任意）繰越しをするのか、②配当をするのか、あるいは③上記①②をともにするのかという処分方法があるが、いずれの処分方法によるのかは総会で決定する（35条1項8号・42条）。以下では、2つの積立金、（法定）繰越金の順に取り上げる。そして最後に上記3つの内部留保とは性質が全く異なる資本積立金を、記述の都合上ここで取り上げることにしよう。

(1) 法定積立金

毎年度の損失補填及び財産に対する減価

償却に充当して剰余があるときは、自己資本の3倍に達するまで、剰余金の100分の10以上を積み立てなければならぬ（67条1項）。本項によって積み立てられた積立金は【ヨロヨロ】と称され、直訳すると法定積立金である。わが法では発生源が損益取引である剰余金から積み立てられた同種の積立金は利益準備金と称され（日農協51条1項）、資本準備金（51条3項）と合わせて講学上法定準備金（法定積立金）と称される。韓国農業協同組合法上の法定積立金はわが法では利益準備金に相当し、わが法定準備金とは異なる点に留意しなければならぬ¹⁶⁾。ここで剰余金処分の対象となる剰余金とは、第67条第1項という損失補填がなされた後の残額であることは上記1の通りであるが、同剰余金が減価償却がなされた後の残額であるのか否かについては明かでない。本項を素直に読むと、当期未処分剰余金（当期純損益±前期繰越金）から減価償却がなされるようにも解しうる。しかし減価償却は損益取引の範囲に属するので、同剰余金は減価償却がなされた後の金額であると解するのがより自然であろう¹⁷⁾。してみれば本項は、次のように

解することになる。当期末処分剰余金があるときは、自己資本の3倍に達するまで、同剰余金の100分の10以上を積み立てなければならぬ、と。ここでいう自己資本とは、払込済出資金【払込済出資金】・回転出資金・優先出資金（累積されないもののみ）・加入金・各種積立金・未処分利益剰余金の合計額（繰越欠損金がある場合には、その金額を控除）である（67条2項）。わが法ではいわゆる総合農協では、定款で定める出資総額以上の額に達するまで、毎年度の当期末処分剰余金の5分の1以上を利益準備金として積み立てなければならない（日農協51条1項・2項）。つまり韓国農業協同組合法において当期末処分剰余金のうち法定積立金として毎年積み立てることを要する比率は、わが総合農協の利益準備金の場合の半分である。積立限度については、わが法では出資総額を最低額として定款で自由に定めることができるのに対し、自己資本の3倍と明定されており定款自治の余地はない。

(2) 任意積立金

任意積立金【任意積立金】とは、その名

称が示す通り法律で積立てを強制されないが、組合の自由意思によつて積み立てられる積立金である。同じ名称であるわが任意積立金と同じ性格のものである（模定例71条）。剰余金処分において法的に積立て（ないし繰越し）を強制されるのは、法定積立金（上記①）・（法定）繰越金（下記③）であり、両者の積立て（ないし繰越し）後残額（本稿では、この残額を「残額0」と称することもある。）がある場合に、任意積立金が積み立てられる。法定積立金の積立限度は自己資本の3倍までであるため（上記①）、これを超える場合にはたとえ法定積立金として積み立てたとしても任意積立金の性格を有するのは、わが法における解釈と同じである¹⁹⁾。

任意積立金については、具体的には定款の定めによる（67条4項）。任意積立金の積立目的は特定してもよいし、特定しなくてもよい。1999年に農業協同組合法が旧法の廃止制定の形で改正（制定）される前の同法では、積立てを強制されない積立金としては事業準備金のみが法定されていたが（1999年廃止制定前66条2項）、同改正により種々の積立金が可能になった

という¹⁹⁾。わが国における一般的な用語法によると、積立目的が特定されているのが目的積立金、そうでないものが特別積立金である。定款例では下記4種類が予定されているが（定款例26条）、これらはすべて目的積立金である。

第一に、事業準備金である。残額0がある場合に最初に積み立てられる任意積立金である（本稿では、事業準備金積立後の残額を「残額1」と称することもある）。当期末処分剰余金の100分の20以上が積み立てられるが（同条1号）、毎年度の積立額は総会で定めるところによる（35条1項8号）。第二に、流通損失補填基金（積立金）である（同条2号）。残額1がある場合に積立てが予定されているが、実際に積み立てるの否か、積み立てる場合の積立額は、総会で定めるところによる（35条1項8号。本稿では、積立後の残額を「残額2」と称することもある。）。

第三に、事業活性化積立金である（同条3号）。組合が国庫・地方自治団体・中央会から受けた補助金で資産を取得した場合、①当該資産の耐用年数にわたつて償却金を補助金と相殺することにより発生する利益

(相当額)、及び②当該資産を途中で処分することにより発生する補助金残額に該当する処分利益(相当額)について、残額2から当該利益に対する法人税(相当額)を控除して残額があるときは、上記利益(相当額)は事業活性化積立金として積み立てられる。

第四に、事業活性化積立金である(同条4号)。第三と同じ名称であるが、当期末処分剰余金の発生原因が第三と異なる。固定資産処分によって発生した利益(相当額)は、残額2から当該資産の処分による諸費用(相当額)を控除して残額がある場合には、その利益(相当額)は事業活性化積立金として積み立てられる。これにより固定資産売却益(相当額)は常に組合内部に留保され、配当の形で組合員・準組合員に分配されることはない。すなわち配当原資を確保するための固定資産処分(益出し)は、わが国と異なりなしえない。

(3) 繰越金

組合は、教育支援事業(57条1項1号)の費用に充当するために、当期末処分剰余金の100分の20以上を翌年度に繰り越さなければならない(67条3項)。わが法

でいういわゆる教育情報繰越金と類似の定めである(日農協51条7項)。教育支援事業は、事業の利用者から直接的な対価(収益)を得ることは困難であるため、事業遂行に要する額を剰余金処分における繰越しによって確保しようとするものと位置付けられよう。この繰越金は、農業協同組合法によって繰越しを強制されるため「法定繰越金」と講学上称されることもある。当期末処分剰余金に占める繰越金の割合は、わが繰越金の4倍に上るが、実際には繰越金の絶対額は十分ではないようである²⁰。加えて繰越金を引き出す(利用する)ための手続きが法定されていないし、定款例にも規定が置かれていない。それゆえ繰越金は教育支援事業費として翌年度引き出されることなく放置され、翌年度決算において当期末処分剰余金の一部に包含され、再び剰余金処分の対象になっている。これとは別に教育支援事業費は、組合員への経費の賦課によって徴収することも可能であるが(25条1項)、これまで実際界では経費の賦課はなされてこなかったようである。それでは教育支援事業費はどのように確保するのかというと、毎年度の収支予算に計上

され(35条1項7号)、他の一般の経費と同じように執行される。言い換えると繰越金は、教育支援事業費に充当される旨法定されているが、繰越金を同事業費に充当すべく直接引き出して使用するという意味ではなく、繰越金の一部を同事業費として使用できるように、翌年度に繰り越すことによつて、間接的に同事業費に充当するという意味である。単に計算上繰り越すべきであると解されているわが法におけるのと、この点で変わりはない。

わが法では教育情報繰越金に相当する額は、剰余金処分案において次期繰越剰余金の一部に包含されるが、その額は同案に脚注等で示さなければならない(日農協則120条4号)。そして繰り越された年度(翌年度)において、費用の充当が予定されている営農事業・生活文化事業費として支出することが原則である。翌年度未使用残額が生じた場合でも、次年度(翌々年度)に新たに繰り越すべき教育情報繰越金とともに、次期繰越剰余金(翌々年度に繰り越される剰余金)に包含させられるが、上記の通り脚注等によつて示さなければならぬ。つまり教育情報繰越金として繰り越さ

れた金額は、他の繰越金額と区別して管理され、——損失処理が行われない限り——少なくともその金額は、本来充当されるべき営農事業・生活文化事業の費用以外には使用できないということであろう²¹⁾。韓国農業協同組合法については繰越金の額と、収支予算に教育支援事業費として計上された金額の関係については論じられていないようであるが、後者が前者より少ないことは、上記わが法解釈を参考にすると原則として許されないと解しうる。

当期末処分剰余金から法定積立金・(法定)繰越金・任意積立金を控除した後に残額があれば、優先出資への配当に続き(21条の2↓147条4項)、組合員・準組合員への配当(「3」)と同順位でなしうるのが次期繰越である。これによる繰越金は、上記法定繰越金と区別して「任意繰越金」と講学上称されることもある。

(4) 資本積立金

剰余金処分とは直接の関わりはないが、内部留保の1つとして資本積立金を記述の都合上ここで取り上げておこう。資本積立金は、法定積立金と同様農業協同組合法に

よって積立てを強制される点で同じである。異なるのは積立金の源泉である。法定積立金は損益取引の結果生じた剰余金を源泉にするのに対して、資本積立金は資本取引の結果生じた資本剰余金【자본잉여금】を源泉にする。具体的には、減資差益(69条1号)、資産再評価差益(同条2号)、合併差益(同条3号)、清算組合から引き継いだ残余財産(定款例27条4号。「四」の4つを源泉とする。このうち減資差益・合併差益を源泉とすることは、わが法と同じである(日農協51条3項)。

資本積立金は定款例によると、ゴーイング・コンサーン(継続企業)を前提とする場合には持分の算定対象にならない(定款例28条対照)。しかし解散に続き行われる清算手続きの局面においてのみ、あるいはゴーイング・コンサーンを前提にした場合においても——定款例と異なる——定款の定めによって、持分の対象にすることは法的には差し支えない(「四」)。

資本積立金は、①損失金を補填する場合、②地域農協の区域が他の組合の区域になった場合において、その財産の一部を他の組合に譲渡する場合にのみ使うことができ

(68条1項・70条1項)、他の目的のために使うことはできない。わが法は上記①のみを知っており(日農協51条5項)、上記②はわが法の知らない定めである。

3. 組合外部への配分——剰余金配当

当期末処分剰余金から法定積立金・(法定)繰越金・任意積立金を控除した後に残額があれば、優先出資への配当に続き(21条の2↓147条4項)、任意繰越と同順位になされうるのが、組合員・準組合員への配当である(23)。剰余金処分に際しては、組合員の直接的な経済的利益と組合の財務健全性という2つの要素を考慮して、内部留保と配当との間でバランスを取ることが非常に難しく(「1」)、組合員間で争いになるおそれもある。このような点を考慮したのであるうか、処分対象である剰余金の20%以上を配当する旨が定款例に定められている(定款例148条3項)。もつとも組合経営を考慮して理事会が議決した場合には、上記20%という比率を下回ることも可能である旨の例外規定が置かれているため、法的効力としては緩やかである。

剰余金配当の順序は法定されており、①

組合員の事業利用実績に対する配当（事業

利用分量配当・利用高配当）、②定款の定める比率の限度以内でなす払込済出資金に対する配当（出資配当）、③準組合員の事業利用実績に対する配当の順である（68条3項）。上記②の出資配当は、剰余金処分の手続きの中で行われるため、配当可能な剰余金がない場合にはなしえない。これに対してICA背景資料にいう出資への利子の支払いは（「1」2・「2」1）、確定債務の性格を有するものであり、損益取引の中で行われる。このように出資配当は、法的（形式的）にみると出資への利子の支払いとは異なるが、経済的（実質的）にみると出資に対する経済的対価の性質を有する点で、利子の支払いと同じである。

剰余金配当について、わが法と比べると以下の3点で異なる（日農協52条2項対照）。第一に、本来的な構成員とそうでない構成員との間で、配当の優先順位が法定されている点である。構成員の種類ごとに異なった取り扱いをするのであれば、組合員平等原則はそもそも問題にならないのである。あるいは本来的な構成員（組合員）でない準組合員は、組合員平等原則の射程

外であるともいえそうである。

第二に、出資配当よりも事業利用分量配当が優先されている点である。2004年農業協同組合法改正前では、出資配当が事業利用分量配当よりも優先されていたが（同改正前68条3項）、組合員による事業利用を誘導するという趣旨で改正された²²⁾。

事業利用分量配当は、配当という形式で行われるが、実際には事後的な価格修正（値引き）の意味を有し、協同組合による組合員助成に最も相応しい配当基準である。それゆえ事業利用分量配当を出資配当よりも優先させることには領ける。もつとも事業利用分量配当が優先するといつても、事業利用分量配当を少なくし、出資配当を多くするという配当の仕方も農業協同組合法上は可能である。しかし事業利用分量配当の優先を実質的にも担保すべく定款例では、上記①～③を合計した配当総額の20%以上を事業利用分量配当にしなければならない旨が定められている（定款例148条1項）。

第三に、出資配当の上限が完全に定款自治に任されている点である。資本団体化を防止するという観点からは、法定の最高限度額を設けていない点については疑問がな

いわけではない。定款例によると出資配当率は、組合の1年満期定期預金【金庫】の決算時における年平均金利に2%を加えた範囲内で定められ、最高で年率10%である（定款例148条2項）。

四 残余財産の分配

不分割資本（不分割積立金）とは、協同組合が解散する場合であっても、組合員の間で分配（分割）することはできない

【Indivisible】資本である。不分割資本は欧米に見られる制度であり、同制度が第3原則として挿入されたのは、ICA理事会・ICA欧州会員が提起し、労働者協同組合がそれを主張したからであるという²³⁾。

ここでは「不分割」であることが現れる清算手続きの局面における残余財産の分配について、韓国農業協同組合がどのように調整しているのかを吟味することにしよう。

組合が解散して清算手続きに入ると、残務を処理し、財産関係の整理つまり債権の取立て・債務の弁済がなされる。組合債務を完済した後に財産が残っている場合には、この財産（清算残余財産）は、法律・定款の定めによるほか、総会の承認を得た

方法にしたがって処分される（85条1項・86条）。このような定めを受けて定款例では、わが国におけるのとはかなり異なる次のような枠組みが予定されている。すなわちわが法は、残余財産は出資者である組合員にすべて分配されることを前提にしたような定めが置かれている（日農協71条の2第3号・72条の2の2↓日公社502条）²⁴⁾。これに対して韓国では清算残余財産はまず最初に、定款例第28条によって算定した持分の比率にしたがって組合員に分配される（定款例153条2項）²⁵⁾。次いで同項によって組合員に分配する財産以外の財産は、清算組合の総会が定める組合に帰属することを原則とする（同条3項）。同組合は、清算組合から引き継いだ残余財産を資本積立金として積み立てなければならない（定款例27条4号。「三」2(4)）。

このように韓国では、清算残余財産のすべてが構成員である組合員に分配されるのではない。同財産の一部は——ICA背景文書の用語に即していうと（44頁）——集団的資本であり、組合員の間で分割されず他の組合に分配される。まさしく資本の一部は、協同組合第三原則にいう不分割資

本と特徴付けうる。問題は清算残余財産のうち、具体的にどの部分が組合員に分配され、どの部分が他の組合に帰属するのかわかる。定款例によると組合員には「第28条によって算定した持分の比率にしたがって」分配されるとあるので、韓国農業協同組合法における持分算定方法に話しを進めよう。

持分算定方法は定款の絶対的必要記載事項である（16条6項）。この規定を受けて定款例では、資本構成要素の種類別に計算方法が定められている（定款例28条）。まず資本構成要素のうち持分計算の対象になるのは、ゴーイング・コンサーンを前提にするのと払込済出資金、回転出資金、事業準備金のみである。逆にいうと資本を構成する①資本積立金、②法定積立金、③事業準備金以外の任意積立金、④（法定繰越金を含む）未処分繰越金（以下では、上記①～④を総称して「その他の資本構成要素」ということもある。）は、持分算定の対象ではない。しかしここで問題にしている解散に続き行われる清算手続きの局面では、その他の資本構成要素についても持分算定対象になりうるという²⁶⁾。農業協同組合中央会定款ではその旨明定されており、具体的な

算定方法は総会の議決による（同定款29条5号）。これに対して組合の定款例には中央会におけるような規定はなく、上記の通り「定款例」第28条によって算定した持分の比率にしたがって「組合員に財産が分配される。すなわち第28条によって持分算定対象になっていないその他の資本構成要素に相当する財産については、組合員に分配されず、他の組合に分配されると考えられる。しかしこのような状況は、あくまでも定款例を前提にした場合であり、その他の資本構成要素に相当する財産を、清算手続きの局面においてのみ、あるいはゴーイング・コンサーンを前提にした場合においても——定款例と異なる——定款の定めによって、持分の対象にすることは法的には差し支えない。もつとも定款例には、わが模範定款例と異なり特別な法的効力が付与されている点を考慮すると（35条2項）、各組合は定款作成に際して定款例に倣うことが、わが組合以上に一般的であるという推測も可能である。

終わりに

本稿は、韓国農業協同組合法研究の一環

として、協同組合原則第3原則（組合員による経済的参加）の構成要素である資本形成・剰余金処分を同法がどのように規整しているのかについて考察した。考察に際してはわが農業協同組合法を比較の視座に置き、同法との異同を明らかにした。

まず第一に、考察の前提として第3原則以外の協同組合原則が韓国農業協同組合法にどのような形で現れているのかを一瞥した。その結果同法及びその解釈においては、わが国と比べて協同組合原則をできるかぎり尊重しようという考え方を看取しえた（二二）。

第二に、最も基本的な資本形成方法である出資（広義）を取り上げた。ICA背景資料では①組合員たる地位を取得するため最低限必要とされる出資（無利子）と②上記①を超える出資（有利子）を区別しているが、韓国法はわが法と同様両者を区別していない。同資料に挙げられている配当の振替えについては、回転出資金のみならず、わが法の知らない出資配当の出資転換の制度も存在する（二二）。

第三に、資本形成の側面も有する剰余金処分を取り上げた。ICA背景資料によると、準備金・事業利用分量配当・他の活動

支援という3つの剰余金処分の方法があるが、韓国農業協同組合法ではわが法と同様前2者について定めがある。準備金をはじめとする内部留保は、法定積立金、任意積立金、法定繰越金、任意繰越金に区分される。これらはすべて、損益取引の結果生じた剰余金を源泉とする。これらとは異なり剰余金処分とは直接の関わりはなく、資本取引の結果生じた剰余金を内部留保するための資本積立金がある。わが法を比較の視座に置いた場合、内部留保の細部について内容が異なるのは当然であるともいえるが、制度そのものは大きく異なるところはない。剰余金処分のうち組合外部への配分については、ICA背景資料に挙げられている事業利用分量配当のみならず、同資料にはない出資配当について定めがある。出資に対する経済的対価の支払いは確定的な利子の形をとるのではなく、わが法と同様剰余金処分の一環としてなされる。配当の優先順位が法定されている点、出資配当の上限が完全に定款自治に任されている点でわが法と異なる（二二）。

最後に、——形成された資本の一部が不分割であることが現れる清算手続きの局面

における——残余財産の分配を取り上げた。定款例によると清算残余財産のすべてが組合員に分配されるのではない。同財産の一部は集团的資本であり、組合員の間で分割されずに他の組合に分配される。資本の一部を、まさしく協同組合第三原則にいう不分割資本（不分割積立金）と特徴付けうるのはわが法と異なる（二四）。

本稿による考察を通じて、協同組合原則第3原則（組合員による経済的参加）に定められている資本形成・剰余金処分が韓国農業協同組合法においてどのように規整されているのかについて明らかにした。このうちとりわけ不分割資本についてはわが国でも議論が盛んであり、ここで考察した結果が同議論に裨益するところもあると考えられる。韓国農業協同組合法の研究については、未だその端緒を開いたに過ぎない。引き続き、同法をはじめとする隣国の協同組合法について研究を進めていきたい。

[注]* 本稿の一部は、科学研究費補助金（基盤研究（C）研究代表者 21530007 0）・（基盤研究（B）研究分担者 20380127）による成果の一部である。

** 連絡先 多木 誠一郎 (Taki, Seichiro)

【보통회계 회계】に前期繰越金を加算・減算した金額である。なお任意積立金のうち目的積立金について(2)(2)、その目的に従う取崩しが、わが国におけるように当期未処分剰余金の計算の段階でなされるのか、あるいは剰余金処分の段階でなされるのかは、法令集を含む手許文献で確認できなかった。

16) それゆえわが法的理解地平に即して보통회계 회계を、「利益準備金」ないし「利益積立金」と邦訳した方が、彼我の比較をする際にはむしろ望ましいという考え方もできるが、本稿では本文の通り直訳した。

17) 홍영진, 前掲注(13), 698쪽참조.

18) 이승연, 「농협법」(국문시, 2006), 228쪽, 明田・前掲注(8) 496頁。

19) 홍영진, 前掲注(13), 730쪽. 同廃止制定前の農業協同組合法では積立てを強制されない積立金として事業準備金のみが定められていたという法規整を反対解釈し、事業準備金以外には任意積立ては許されないと解されていたと考えられる。1999年廃止制定前の農業協同組合法については、全国農業協同組合中央会農政部国際課編(拙訳)『大韓民国農業協同組合法』(同会、平成9年)参照。

20) 홍영진, 前掲注(13), 691쪽.

21) 本山梯吉『特別法コンメンタール(農業協同組合法)』(第一法規、増補版、昭和58年)254頁参照。しかし教育情報繰越金として次年度(翌々年度)に繰り越すべき金額は、翌年度に繰り越された金額から、翌年度に営農事業・生

活文化事業費として実際に支出された金額を差し引いた残額を含めて、当該年度(翌年度)に算出された当期未処分剰余金の20分の1以上と解さざるをえないであろう。

22) 홍영진, 前掲注(13), 700쪽.

23) 栗本昭編著『21世紀の新協同組合原則——日本と世界の生協 この10年の実践——』(コープ出版、新訳版、平成18年)160頁。もっとも、米国で模範法との位置付けがなされるマサチューセッツ州法型の労働者協同組合法で定款の定めによって設けられる共同積立金は不分割

【indivisible】とされるが、協同組合原則という不分割とは意味するところが異なる(拙稿「アメリカにおける労働者協同組合法について」浜松医科大学紀要一般教育第17号(平成15年)88頁)。

24) このような規定振りになっている点を批判するものとして、明田・前掲注(8) 302・570頁。私見によるとわが法は、残余財産すべてを組合員に分配することを強制しているとは解せない。決算事務の終了後作成される決算報告の内容について定める農業協同組合法施行規則では、分配方法(分配を受ける者)に関わる事項として、出資1口当たりの分配額が掲げられているのみであるが(日農協則211条1項4号)、他の分配方法を否定する明文の定めはない。すなわち分配方法は、——組合員への分配以外については——大幅に各組合の自治に委ねられていると解しうる。そうすると定款の定めあるいは総会の議決によって(72条1項)、——協同組合の特質を表すものとして国際

的に広く承認された考え方の1つである協同組合原則に定めのある——不分割資本として資本の一部を扱うすることも、法的には差し支えないであろう。もっとも残余財産の分配方法について農業協同組合法及び同法施行規則では、組合員にすべて分配されることを前提にしたような定めが置かれているのは望ましくない。それゆえ例えば、同法施行規則第211条第1項第5号として「組合員以外の者に分配する場合には、その者の氏名又は名称及び分配額」を新設することも考慮に値する。

25) 準組合員について持分は観念されていない。準組合員は出資しないところ、出資に係る持分を有しないのはもっともなことである。準組合員が加入に際して拠出する加入金(20条2項)を清算手続きでどのように扱うのか、農業協同組合法には定めはない。一般の組合債務(87条)として扱われるのであろうか。

26) 장민호 (장), 前掲注(5), 76쪽; 홍영진, 前掲注(13), 719・734쪽. (法令名略語)

・法令名を示さずに記した条文は、韓国農業協同組合法の条文を表す。
・「日〇〇」は、わが法令を意味し、〇〇の部分

は『有斐閣六法』巻末の法令名略称による。
(例) 日農協 日本農業協同組合法)

・日農協則 日本農業協同組合法施行規則
(平成23年5月2日脱稿)